

## 職員配置等に係る事務の留意事項について

### 1. 職員配置の算出方法

○月当たりの勤務時間を基準とする。

○常勤職員(週5日勤務の場合)は、原則、**⑬月常勤職員勤務時間数**欄の時間数とする。

(**⑬月常勤職員勤務時間数**)は、原則、**『雇用契約上の1日当たり勤務時間』×21日**で計算。

※⑬は、「職員配置状況報告書 入力例」(資料2)の番号に対応。)

○非常勤職員の場合は、月平均勤務時間で算出する。

○月途中の採用・退職については、当該職員における**『雇用契約上の1日当たり勤務時間』×実勤務日数**で求められる延べ勤務時間数で算出する。

○変形労働制の施設の月平均勤務時間について

**1日の労働時間＝年間所定労働時間÷12ヶ月÷21日/月 (小数点第3位四捨五入)**

(例)1986時間/年÷12÷21=7.88(1日の労働時間) 7.88×21日=165.48H(月当たりの勤務時間)

### 2. 職員配置のルール(入力例(資料2)のアルファベット記号と対応)

(1)「兼務」と「充当」について※【資料6】「他施設との兼務状況の申告について」ではありません

#### ①兼務

1人の職員(例:月168時間勤務)を2つの項目(例:必要時間168時間×2項目=336時間)に充て、両方の項目を充足したとみなすこと。((2)の組み合わせに限定して適用)

#### ②充当

1人の職員を1項目に充てる。(例:月168時間勤務の職員を月168時間必要な項目に充てる。)

または、1人の職員の時間数を複数の項目に分散して充てること。(入力例(資料2)の**A**部分参照。)

なお、看護師、准看護師、保健師は充当対象外

#### (2)「兼務」の可能な項目の組み合わせ

| 記号       | 対象施設                 | 対象職種              | 1項目目                     | 2項目目                       | 備考                                                          |
|----------|----------------------|-------------------|--------------------------|----------------------------|-------------------------------------------------------------|
| <b>B</b> | 認定こども園               | 施設長               | 【公定価格基本分】<br>施設長(園長)     | 【運営補助金】<br>認定こども園人的加算補助費   |                                                             |
| <b>C</b> | 1号利用定員を<br>設定の認定こども園 | 常勤<br>保育教諭        | 【公定価格基本分】<br>配置基準必要職員1人分 | 【公定価格加算分】<br>副園長・教頭配置加算    | 「副園長」・「教頭」が保育教諭等の場合に適用                                      |
| <b>D</b> |                      |                   | 【運営補助金】<br>要配慮児対応補助費1人分  | 【運営補助金】<br>障害児保育対策費(1号)1人分 |                                                             |
| <b>E</b> |                      |                   | 【運営補助金】<br>保育教諭等充実補助費1人分 | 【その他補助金】<br>幼稚園型一時預かり1人分   |                                                             |
| <b>F</b> | 認定こども園<br>保育所        | 常勤<br>保育教諭<br>保育士 | 【運営補助金】<br>保育教諭等充実補助費1人分 | 【その他補助金】<br>一般型一時預かり1人分    |                                                             |
| <b>G</b> | 幼稚園型認定こども園を除く<br>全施設 | 常勤<br>看護師<br>准看護師 | 【公定価格基本分】<br>みなし保育教諭等1人分 | 【運営補助金】<br>看護師等雇用費         | ・乳児4人以上を受入れている施設が対象<br>(受け入れ乳児が4人未満の施設は以下(8)参照)<br>・常勤保健師も可 |
| <b>H</b> | 2・3号利用定員を設定の施設       | 調理員               | 【公定価格加算分】<br>栄養管理加算      | 【公定価格基本分】<br>調理員           | 【公定価格基本分】調理員<br>【運営補助金】調理員充実補助費<br>の兼務は不可<br>3項目にまたがる兼務も不可  |
|          |                      |                   | 【公定価格加算分】<br>栄養管理加算      | 【運営補助金】<br>調理員充実補助費        |                                                             |

※「職員配置状況報告書」において、兼務「2項目目」も時間数で入力。職員別充当可能時間数がマイナス表示になる。→**J**

### (3)「兼務」と「充当」の遵守事項

- 形式的な充当ではなく、充当した項目は施設として実施を実体化させることが必要である。
- 充当は、同一職種の範囲で行う。例えば、保育教諭等の時間数を調理員の補助項目に充当することは不可とする。
- 実支出額を超えて補助金を受けることはできない。(精算時に戻入が発生する場合あり。)

### (4)主幹保育教諭等の専任化について

- ①主幹保育教諭等の職種については、次のいずれかの職名を選択。

◇副園長・教頭      ◇主幹保育教諭・主幹教諭・主任保育士      ◇指導保育教諭・指導教諭  
 その他これらと同等の職責・職階として発令されている場合は、いずれかにあてはめて記入ください。

- ②主幹保育教諭等の月勤務時間数

主幹保育教諭等の職務の性質上、正規職員(常勤・無期雇用)である必要がある。ただし、正規職員であって、正規の勤務時間(常勤勤務時間)のうち、介護・育児等で短時間の休業を取得している職員を主幹保育教諭等とすることを妨げるものではない。

- ③主幹保育教諭等の充当先

主幹保育教諭等は、公定価格の項目である「配置基準」「フリー保育教諭」「保育標準時間対応保育教諭」へ充当する。

※副園長・教頭配置加算を申請している職員を、主幹保育教諭等の職責を果たす者として主幹保育教諭等とすることは可能。

- ④主幹保育教諭等の代替職員について

主幹保育教諭等の配置必要人数分の代替職員の配置が必要である。ただし、1号、2・3号ともに在園児童がいる場合で、2名の代替職員を配置しなければならない場合は、その代替職員のうち1名は、非常勤職員とすることが可能。

※「主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合」の減額調整の適用を受けている場合は、主幹保育教諭等の代替職員の配置は不要。

| 月常勤職員勤務時間数: |       |      |         | 必須項目 |      |         |              |                |          |
|-------------|-------|------|---------|------|------|---------|--------------|----------------|----------|
| 番号          | 氏名    | 職種   | 常勤換算後   | 公定価格 |      |         |              |                |          |
|             |       |      |         | 基本分  |      |         |              |                |          |
|             |       |      |         | 施設長  | ③    | 保育教諭等   | ④            | ③              | 調理員      |
|             |       |      |         | 施設長  | 配置基準 | フリー保育教諭 | 主幹教諭代替職員(1号) | 主幹教諭代替職員(2・3号) | 保育標準時間対応 |
|             |       |      | 兼務の分類   | ●    | ◎◆   |         |              |                | ◇        |
|             |       |      | 必要人数    | 1    | 8    | 1       | 1            | 1              | 2        |
|             |       |      | 月必要時間数  | 168  | 1344 | 168     | -            | 168            | 336      |
|             |       |      | 必要時間数との | 0    | 0    | 0       | -            | 0              | 0        |
| 1           | 〇〇 〇〇 | 園長   | 168     | 1.0  | 168  |         |              |                |          |
| 2           | ▲▲ ▲  | 副園長  | 168     | 1.0  | 168  |         |              |                |          |
| 3           | □□ □  | 主幹保育 | 168     | 1.0  | 168  |         |              |                |          |
| 4           | ◆◆ ◆  | 主幹保育 | 168     | 1.0  | 168  |         |              |                |          |
| 5           | ◎◎ ◎◎ | 保育教諭 | 168     | 1.0  |      |         |              | 168            |          |
| 6           | ●● ●● | 保育教諭 | 120     | 0.7  |      |         | 120          |                |          |
| 7           | △△ △△ | 保育教諭 | 168     | 1.0  | 168  |         |              |                |          |
| 8           | ■ ■   | 保育教諭 | 168     | 1.0  | 168  |         |              |                |          |

## (5) 調理員充実補助費について

### ① 調理委託の場合

以下の「ア」「イ」両方の要件を満たす場合に適用する。

ア. 調理委託で従事する派遣調理員の勤務時間合計が、常勤換算で「公定価格基本分の調理員必要人数」と「調理員充実補助費必要人数」の合計人数をみたすこと

イ. 「調理委託契約書の人件費部分の年額」と「公定価格の調理員人件費の年額」(1人当たり年額 1,980,000 円 × 公定価格基本分の調理員必要人数)を比較し、前者が後者を超過していること。

#### 【例 : 「公定価格基本分」で常勤換算 2 名の調理員が必要な施設の場合】

ア. 調理委託で従事する派遣調理員の勤務時間合計が、常勤換算で「公定価格基本分」の「調理員 2 名分」と「調理員充実補助費」の「調理員 1 名分」の計「調理員 3 名分」を満たすこと。

→ 調理委託の場合、派遣調理員と施設は雇用関係にないため、正確な雇用条件は把握できませんが、実態の勤務時間で判断するか、派遣調理員からの聞き取りで判断します。

イ. 「調理委託契約書の人件費部分の年額」と、「公定価格の調理員人件費の年額」(1 人当たり年額 1,980,000 円 × 2 名分 = 3,960,000 円)を比較し、前者が後者を超過していること。

→ 調理委託契約書上で、「月額人件費 500,000 円」で契約されている場合、年額は 500,000 円 × 12 ヶ月 = 6,000,000 円となり、3,960,000 円を超えることになります。

#### 【「調理員充実補助費」を請求する上で必要な常勤換算後の派遣調理員数】

| 2・3 号利用定員      | 公定価格基本分<br>必要数 | 調理員充実補助費<br>必要数(充当可能数) | 合計必要数  |
|----------------|----------------|------------------------|--------|
| 40 人以下         | 1 人            | 0.5 人                  | 1.5 人  |
| 41 人以上 150 人以下 | 2 人            | 1 人                    | 3 人    |
| 151 人以上        | 2.75 人         | 1 人                    | 3.75 人 |

なお、調理委託の場合の「職員配置状況報告書」入力方法については、入力例(資料2)の **K** を参照。

### ② 外部搬入の場合

「調理員充実補助費」は人件費への補助であり、外部搬入は補助要件を満たさないため対象外となる。

## (6) 無資格保育者充当可能項目の取扱いについて

○ 公定価格加算分の「療育支援加算」、「高齢者等活躍促進加算」と、運営補助金の「保育支援者補助費」「保育補助者雇上費(※1)」、「スポット支援員(※2)」の項目について、必要勤務時間要件はなし。

(※1) 令和6年度より、潜在保育士の再就職支援として、現に保育士として就業していない保育士資格を有する「有資格保育補助者」を充当すること可能(補助対象期間は採用から1年間のみ)。

(※2) 保育教諭等も充当可能。

○ 当該項目については、充当する勤務時間は問わないが、取り組みに必要な時間を考慮し、職員を配置(充当)すること。充当時間の入力がない場合は、要件を満たさず、上記加算等は適用されない。

また、当該項目に充当した職員については、他の項目に充当不可。ただし、「スポット支援員」については、充当時間及びその時間にかかる経費が区別できる場合は、他の項目に分散して充当可能(専任項目を除く)。(例: 月平均の勤務時間 100 時間の非常勤保育士を「スポット支援員」に 40 時間、「朝夕担当保育教諭」に 50.4 時間で充当。)

## (7) 保育支援者補助費に係る業務等を業務委託により実施する場合

### ○留意点

- ・当該委託業務が補助要件を満たし、保育教諭等の負担軽減に資する業務であること。
- ・委託業者との契約書では、人件費とその他消耗品等が明確に分類されていること。  
(本補助項目は、加配に対する人件費を補助するものであるため、実績報告の際は、必ず人件費のみを計上すること)
- ・本補助項目の業務等に関わる委託先職員の月勤務時間を確認できるように、各施設において記録を残しておくこと。

### ○職員配置確認ファイル入力方法について

- ・氏名の記入欄に業務を実施する委託先職員名を入力し、「氏名(委託)」等、業務委託されていることが分かるように入力すること。
- ・複数の委託先職員が業務を実施する場合は、全職員の氏名を入力すること。
- ・月平均の勤務時間等その他の入力項目については、他の職員の入力方法に準じて入力すること。

## (8) 国家戦略特別区域限定保育士

### (地域限定保育士)の制度開始について

平成28年4月1日から「国家戦略特別区域限定保育士」(地域限定保育士)の試験制度が開始され、地域限定保育士試験合格者は登録後3年間、試験を受け資格を取得した自治体内のみで保育士として働くことができ、4年目以降は全国で働くことができるようになった。該当する職員がいる場合は、職員配置に含めることができる。

## (9) 看護師等の取扱いについて

保育所につづき、認定こども園においても、当分の間、乳児が4人以上入所している場合には、1人に限って、看護師等を保育士とみなすことができる。

※乳児が4人未満でも看護師等の配置特例要件緩和を適用する場合は以下の要件を満たすことで看護師等を保育士とみなすことができる。

### 〈適用要件〉

○保育教諭等と合同保育をしていること

○保育所等での勤務経験3年以上であること(3年未満の場合は子育て支援員(さかいチャイルドサポーター)研修のうち、地域保育コースを修了している必要があります。)

## (10) 保育教諭の配置に係る特例について

○小学校教諭及び養護教諭(養護教諭としての業務に従事する者は除く)の普通免許状を有する者

○保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める無資格保育者(認定こども園・保育所・地域型保育(認可外保育施設・認証保育所・幼稚園は含まない。))で保育業務に従事した期間が十分にある者

⇒公定価格(基本分)に充当可能。

※ 特例を適用する場合は、必要保育教諭等の3分の2以上、保育教諭の資格を有する者を配置しなければならない。

## (11) 産休代替職員費補助金について

堺市産休等代替職員費補助金を受けようとする場合は、産休等代替職員の任用を受けた職員を、他の公定価格の加算項目や、補助金項目に充当することができない。

【参考】令和6年度産休等代替職員の任用承認申請について(別途通知します。)

#### (12)児童健康診断費について

運営補助金の嘱託医手当加算費-児童健康診断費の対象は内科検診年2回以上かつ歯科検診年1回以上実施している施設を対象としています。幼保連携型認定こども園においては内閣府より健康診断について「やむを得ない事由に限り、少なくとも年1回の実施をすること」と通知されていますが、内科検診年1回の場合は児童健康診断費の対象にはなりません。